

議第 1 3 2 4 号

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）1 月 2 5 日付け 都計第 5 5 1 号の 4 熊本県知事付議

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく  
産業廃棄物処理施設の位置の件（大津町）

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）2 月 6 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第551号の4  
平成31年（2019年）1月25日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件（大津町）  
このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、別添のとおり貴審議会に付  
議します。

# 産業廃棄物処理施設の位置について

(木くずの破碎施設：大津町)

## 施設概要

施設の種類	位置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設 (木くずの破碎処理)	菊池郡大津町 大字矢護川字 下ノ原 1481 番 14 外 3 筆	11,095.39 m <sup>2</sup>	【産業廃棄物処理施設】 木くず 80.36t/日

位置及び区域等は別紙表示のとおり

## 付議理由

申請者は、上記位置に、一般廃棄物処理施設として廃木製品類及び剪定木くず類の破碎施設、また、産業廃棄物処理施設として木くずの破碎施設を建設する予定である。

今回の計画では、破碎施設の一日当たりの処理能力がそれぞれ 5t を超え、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、当該施設の新設に伴い、特定行政庁が同法第 51 条ただし書きの規定に基づき建築許可を行う際に、その敷地の位置が都市計画上支障ないか貴審議会の議を経る必要があるため付議するもの。

# 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(大津町)

## 1 施設概要

設置場所: 菊池郡大津町大字矢護川字下ノ原<sup>しものほら</sup>1481番14 外3筆  
 敷地面積: 11,095.39m<sup>2</sup>  
 延床面積: 新築824.41m<sup>2</sup> ( 破碎・選別棟762.31m<sup>2</sup>、 事務所棟62.1m<sup>2</sup> )  
 建ぺい率: 7.31% ( 法定70% ) 容積率: 7.43% ( 法定200% )  
 施設種類: 産業廃棄物処理施設 ( 木くずの破碎処理 )  
 処理能力: [産業] 木くず 80.36t/日

## 2 付議理由

申請建築物は、大津都市計画区域の用途地域が無指定の地域内に位置する。今回破碎・選別施設を新設するにあたり、1日あたりの処理能力が5tを超え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般及び産業廃棄物処理施設に該当することになるため、建築基準法第51条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当する。同条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないか熊本県都市計画審議会の議を経る必要があり、付議するもの。

## 3 都市計画上の支障の有無

### (1) 用途地域、土地利用の状況

- 申請地は、大津都市計画区域内の用途地域が無指定の地域内に位置し、市街地から北に離れ、畑、山林で囲まれた丘陵地である。
- 将来的に住宅市街地となる可能性は低く、土地利用上支障ないと判断される。

### (2) 搬出入のための道路整備状況

- 搬出入経路となる県道202号（（一）矢護川大津線）は、片側1車線（幅員7m程度）であり、運搬車輛の増加は10tトラックで最大22台/日とわずかであり、道路交通への影響は少ないと判断される。

県道202号(矢護川・大津線)	
現況交通量	概ね2,432(台/12h)
搬出入車輛増加後	最大2,454(台/12h)
増加率	概ね0.9(%)



### (3) 周辺環境への配慮

- 大気質、騒音、振動については法令に定める基準を満たしており、破碎施設の建物は道路から離れた敷地奥に配置され、淡いシルバー系の色を使用する計画となっている。また、敷地境界際を緑化する計画など、周辺環境に配慮した計画となっている。なお、半径1kmの範囲内の住民に対して説明会（H30.9.28～10.7）を行っており、反対意見はない。

